

北里大学研究振興基金規程

平成 7年11月10日制定

平成15年 3月14日改正

平成20年 4月 1日改正

(目的)

第1条 北里大学研究振興基金(以下「本基金」という。)は、本学に在職する若手研究者の研究活動を奨励するとともに、建学理念の高揚にふさわしい学際的な共同研究を促進するため、研究者に対し必要な助成を行い、もって建学の理想の達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究活動の奨励及び研究者育成のための若手研究者への助成(以下「A種研究奨励金」という。)
- (2) 生命科学分野における学際的共同研究への助成(以下「B種研究奨励金」という。)

(資金)

第3条 前条各号の事業にかかわる資金は、本基金の果実をもって充当し、それぞれ次のとおり定める。

- (1) 前条第1号のA種研究奨励金は、北里大学学術奨励資金とする。
- (2) 前条第2号のB種研究奨励金は、北里大学共同研究振興資金(AKPS)とする。

(残余資金及び不足資金の取扱い)

第4条 前条各号の資金に使用残額がある場合は、原則として年度ごとにその金額を本基金に組み入れるものとする。

- 2 前条各号の資金に使用残額がある場合で、次年度以降に資金不足が見込まれるときは、その使用残額の一部又は全部を資金不足に充当するため、教育研究振興引当特定資産として留保することができる。
- 3 前条各号の資金に不足が生ずる場合は、次の各号により不足額を補填^{てん}する

ことができる。

- (1) 前項の教育研究振興引当特定資産
- (2) 北里大学教育振興基金及び北里大学学術国際交流基金による資金の使用残額
- (3) 一般資金
(学外助成金の取扱い)

第5条 第3条第2号の北里大学共同研究振興資金(AKPS)に対して学外助成があったときは、年度ごとにその金額を同資金として消費する。

(英文名称)

第6条 本基金及び本資金の英文名称は、次のとおりとする。

- (1) 北里大学研究振興基金 Kitasato University Research Fund
- (2) 北里大学学術奨励資金 Kitasato University Research Grant for Young Researchers
- (3) 北里大学共同研究振興資金 Grant for All Kitasato Project Study
< AKPS >

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な細則は、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、北里大学学部長会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、北里学園学術振興基金に関する大綱(平成62年6月12日施行)及び北里学園学術振興基金運用規程(昭和62年6月12日施行)並びに北里学園教育研究振興基金規程(平成6年1月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成15年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。